

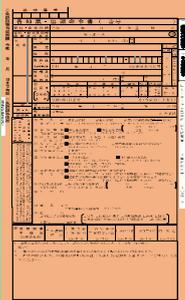
# 自転車の交通ルール

令和7年  
高知県警察本部  
警務課

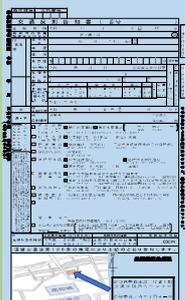
## 交通反則通告制度

**令和8年4月1日**から  
16歳以上の自転車利用者が対象に追加されます。

【交通切符】



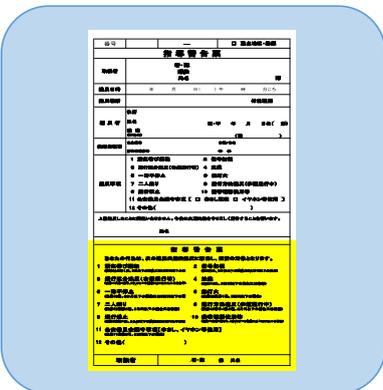
【反則切符】



令和8年  
4月1日

これまで**全ての違反を交通切符**で  
処理していたものが、比較的軽微で、  
定型的な違反については、**反則切符**  
で処理することとなります。

警告票による警告  
も引き続き行います。



## 指導取締り方針

**危険性が高い違反、**  
または**警察官の指示に**  
**従わず違反行為を**  
行った者に対しては、  
**積極的な取締り**を  
行います。



## 自転車の主な交通ルール

**信号無視** 6,000円

道路交通法第7条



### 従うべき信号と停止位置



車道の左側通行が**原則**です！ **左側の路側帯**も通行可能です！

**通行区分違反** 6,000円

道路交通法第17条第1項、第4項又は第6項

車道の右側通行や、  
右側に設置された  
路側帯を通行する  
などの行為



車道右側や右側の路側帯は、  
通行できません。

**路側帯通行時の歩行者の  
通行妨害** 3,000円

道路交通法第17条の3第2項

自転車が通行できる  
路側帯で歩行者の通行  
を妨げるような  
速度と方法で  
通行する行為



**公安委員会遵守  
事項違反** 5,000円

道路交通法第71条第6号

イヤホン等を用いて安全な運転  
に必要な交通の音等  
が聞こえない状態  
で運転する行為



傘をさしたり、  
手に物を持つなど、  
運転の視野を妨げたり、  
安定を失うおそれのある  
方法で運転する行為



**並進禁止** 3,000円

道路交通法第19条

他の自転車と  
横に並んで  
自転車で走る行為



一列で走りましょう。

## 歩道通行方法 [道路交通法第63条の4第1項]

普通自転車は、次の場合には、歩道を通行することができる。

例外規定!

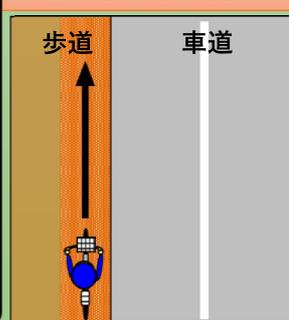
## 歩道通行方法 [道路交通法第63条の4第2項]

歩道を通行するときは、次の事項を守らなければならない。

- ①歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。(歩行者の有無にかかわらず)
- ②歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

歩道通行可の標識・ 標示がある場合	子供や高齢者、身体障害者 が運転する場合	車道又は交通の状況に照らし 通行の安全を確保するため、や むを得ない場合
道路標識  自転車歩道通行可	 13歳未満 の子供   70歳以上 の高齢者	道路工事や駐車車両 が多い等の理由で車道 通行が困難な場合など 

歩道は、歩行者優先!



歩道通行時の  
通行方法違反 3,000円  
道路交通法第63条の4第2項



## 通行禁止違反 5,000円

道路交通法第8条第1項

標識を  
確認!

道路標識などで  
自転車の通行が  
禁止されている  
道路や場所(歩  
行者天国など)  
を通行する行為



## 指定場所一時不停止等 5,000円

道路交通法第43条



## 遮断踏切への立ち入り 7,000円

道路交通法第33条第2項

遮断機が閉じていたり、  
閉じようとしていたり  
するときや警報機が鳴っ  
ているときに踏切に  
立ち入る行為



## 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) 5,000円

道路交通法第9条

帯屋町アーケード  
などの歩行者用道路!



## 交差点安全進行義務違反等 6,000円

道路交通法第36条

信号のない交差点で、  
左から来る車両や  
優先道路などを通行する車両  
などの進行を妨害する行為



## 交差点優先車妨害等 5,000円

道路交通法第37条

右折するときは、左側端に  
沿って、直進してから!



## 制動装置(ブレーキ) 不良自転車運転 5,000円

道路交通法第63条の9第1項

ブレーキ装置がなかったり、  
ブレーキの性能が不良な状  
態で走行する行為



## 携帯電話使用等 12,000円

道路交通法第71条第5号の5

携帯電話で通話を  
しながら、携帯電話  
の画面を見ながら  
運転する行為や  
携帯電話を使用中に  
他の交通に危険を  
生じさせる行為



## 飲酒運転

道路交通法第65条第1項

酒酔い運転  
5年以下の拘禁刑又  
は100万円以下の罰金

酒気帯び運転  
3年以下の拘禁刑又  
は50万円以下の罰金



ヘルメットを着用しましょう。

令和5年4月1日以降、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

自転車事故で亡くなった方の  
約7割が頭部を負傷!